消防同意に関してよくある質問

Ｑ１　消防同意はどれくらいの期間がかかりますか。

Ａ．防火に関する法令等に違反がない場合、建築基準法第６条第１項第４号に係るものは３日以内、その他の場合は７日以内に同意しますが、質疑や訂正等のないものに限ります。

Ｑ２　消防同意を早くしてほしい。

Ａ．到着した順に審査を行っておりますので、特定の確認申請を優先的に行うことはできません。また、消防同意は建築主事等からの依頼により行っておりますので、設計者が自ら消防に消防同意の催促をすることはご遠慮ください。

Ｑ３　申請図書の持ち回りはできますか。

Ａ．対応できません。消防同意は建築主事等からの依頼により行っておりますので、建築主事等に返却しております。

Ｑ４　確認申請前の事前審査は可能ですか。

Ａ．事前審査は可能ですが、建築主事等に申請中また申請予定であるものに限ります。

　　消防同意時に再審査を行いますので、法令改正等により指導が異なることがございますのでご了承ください。

事前審査をご希望する場合は、確認申請書類等を揃え、建築予定地の予防係にご連絡いただきますようお願いいたします。

管轄・担当一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管轄 | 担当 | 住所 | 電話番号  FAX |
| 倶知安管内 | 倶知安消防署予防係 | 虻田郡倶知安町北3条東4丁目 | 0136-22-1089  0136-23-5461 |
| 蘭越管内 | 蘭越支署予防係 | 磯谷郡蘭越町蘭越町244番地4 | 0136-57-5010  0136-51-2900 |
| ニセコ管内 | ニセコ支署予防係 | 虻田郡ニセコ町字富士見74番地 | 0136-44-2354  0136-44-2866 |
| 真狩管内 | 真狩支署予防係 | 虻田郡真狩村字真狩52番地2 | 0136-45-2319  0136-45-2331 |
| 留寿都管内 | 留寿都支署予防係 | 虻田郡留寿都村字留寿都226番地7 | 0136-46-3304  0136-46-3488 |
| 喜茂別管内 | 喜茂別支署予防係 | 虻田郡喜茂別町字喜茂別207番地 | 0136-33-2141  0136-33-2099 |
| 京極管内 | 京極支署予防係 | 虻田郡京極町字京極312番地 | 0136-42-2303  0136-42-3385 |

Ｑ５　書類の訂正は後日行うので、不備があっても同意してほしい。

Ａ．申請書類の内容に不備や指摘事項がある場合は同意できません。「建築確認に係る消防同意事務の取扱について（平成19年6月20日付消防予第243号）」において条件付き同意は行わないこととなっております。また不備や訂正事項が軽微でないと判断される場合は不同意といたします。

Ｑ６　増築を計画しているが、添付図書は増築部分だけで良いか。

Ａ．防火対象物全体の審査が必要となるため、既存部分の図書も添付し、色分け等により既存部分と増築部分が判別できるようにしてください。また渡り廊下等で別棟扱いとなる場合も同様です。建築物が近接する場合は延焼防止ラインも図面に明示してください。